

第4回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

会 議 概 要

日時：平成16年8月26日（木）午後1時30分から

場所：美山文化ホール

第４回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議概要

開催日時	平成１６年８月２６日(木) 午後１時３０分から 午後３時２６分まで
開催場所	美山文化ホール
議長氏名	野中 一二三 会長
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	谷 義治 委員 、 末武 徹 委員 牧野 修 委員 、 新田 一郎 委員
事務局氏名	別紙「事務局名簿」のとおり
会議録署名委員	中川 圭一 委員 、 村田 憲一 委員
公開・非公開の別	公 開
傍聴人の人数	２５名（うち報道関係 ３名）

議 事	会議事項	別紙次第のとおり
	その他項目	
	会議経過	別添のとおり
	会議資料	別添「資料」のとおり

出席者名簿

< 1号委員 >

野中	一二三	会長
岸上	吉治	副会長
仲村	脩	副会長
中島	三夫	副会長
奥村	善晴	委員
廣瀬	傳次	委員
浅野	敏昭	委員
箱田	博治	委員

< 2号委員 >

中川	圭一	委員
高橋	芳治	委員
井尻	治	委員
柿迫	義昭	委員
村田	憲一	委員
吉見	徳寛	委員
吉田	繁治	委員
長野	弘	委員
中川	幸朗	委員
出野	敏	委員
古屋	正雄	委員

< 3号委員 >

上野	嘉雄	委員
滝村	尚史	委員
前田	三子	委員
田中	博	委員
川勝	儀昭	委員
谷	幸	委員
中川	晃	委員
福嶋	利夫	委員
藤岡	裕英	委員
藤林	芳朗	委員
湯浅	満男	委員
吉田	紀子	委員
上原	正義	委員
大牧	義夫	委員
佐々木	智康	委員
中西	多嘉子	委員
齊藤	進	委員
吉川	元治	委員
竹内	啓雄	委員

事務局名簿

事務局長	奥村 善晴
事務局次長総務班班長	山脇 恵次
参事	峯松 裕之
参事補佐	村上 章
企画班班長	伊藤 泰行
調整第 1 班班長	大野 光博
調整第 2 班班長	永口 茂治
総務班	塩貝 潔子
企画班	国府 諭史朗
調整第 1 班	吉田 恵
調整第 2 班	市原 丞

専門部会長名簿

総務部会	松田 清孝
議会部会	木村 清司
税務部会	松本 国夫
企画財政部会	塩貝 悟
住民部会	栃下 辰夫
保健福祉部会	山内 晴貴
教育部会	川邊 清史
建設部会	西岡 克己
産業経済部会	神田 衛
上下水道部会	井上 修男

第4回 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議経過

1. 開 会

- ・ 事務局より配付資料確認

2. 挨拶（成立報告含む）

野中会長

それでは、大変お忙しい中お集まり頂きまして、まず敬意を表したいと存じます。日頃は4町の合併推進におきまして、それぞれ各町にご協議を頂いたり、各団体でそれぞれ協議を頂くなど、毎日の新聞紙上等でいろいろと報道が行われておるのは、ご案内のとおりでございます。京都府下におきましても、丹後6町は新しい市として発足を致し、今また来年春に向かって、福知山市に夜久野町・大江町・三和町3町が合併をするという形で協議が進められ、船井郡内の瑞穂町・丹波町・和知町につきましても一定合議ができて、新しい町の名前が確定するような動きだというように伺っておるのが実際でございますが、我々4町につきましては、まだ先行き不透明であると言っても言い過ぎではないというふうに思っております。これから先、どんな経緯になっていくかは、委員各位の皆さんそれぞれ、将来を十分見極めて、私たちが次の世代の皆さんに悔いのない合併のあり方であり、また選択をしていかなければならない責務があるというふうに思っておりますので、どうぞ、この辺については、忌憚のないご意見を頂きますと同時に、最後の選択について誤りのない選択を頂きますことを、最初をお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

3. 議 事

- ・ 協議会規約第10条第2項「会長は会議の議長となる」により野中会長が議長
- ・ 野中議長より本日の会議の議事録の署名人2名（中川 圭一委員、村田 憲一委員）を指名

（1）協議事項

（ 総務・企画・議会小委員会関係 ）

別紙資料に基づき、協議第51号から協議第57号まで（7議案）を、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。以下は、8月10日の第6回小委員会で協議後、決定されたものを提案。提案の説明は、各協議事項とも、その主なものとする。

協議第51号： 12 事務機構及び組織の取扱いに関すること（その1）【説明】

分類項目5「行政委員会」の設置と委員数についての事項、調整項目1から6の「教育委員会」

「選挙管理委員会」、「公平委員会」、「監査委員」、「農業委員会」、「固定資産評価審査委員会」は、各町とも設置されており、調整結果として、いずれも「地方自治法等、法の定めるところにより、各委員会を設置する。」とする。また、委員定数については、教育委員会委員5名、選挙管理委員会4名、公平委員会委員3名、監査委員2名とし、教育委員会事務局の組織等は、「新市発足までに調整し決定する。」とする。なお、農業委員会委員定数については、「協定項目7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに關すること」で調整する。」とし、固定資産評価審査委員会委員の定数については、「協定項目8 地方税法の取扱いに關すること」で、「委員定数は4名とする。」ことが、協議会決定済みとなっている。

分類6「付属機関」について、4町とも、総務・企画、消防・防災、厚生、農林水産、商工観光、建設、教育等に渡り、多くの審議会・委員会・協議会が設置されている。調整結果は、「法令において、設置義務のあるものについては、新市において速やかに設置する。その他のものについては、新市において調整し一元化の上設置する。」とする。委員より、「法令において、設置が義務づけられている審議会等について、新市発足後、すぐに設置できないものはどうなるのか。また、法令に基づかないもの、特定の地域・期間で設置されている審議会・協議会等も合併と同時に委員は失職となるのか。」との問いに、事務局より、「条例制定については、市長職務執行者の専決処分になるが、委員の選任については、新市長の選任となる。また、基本的に、旧町で選任された委員は、新市発足と同時に、旧町が無くなるため、町長の委嘱による委員は全て失職となる。」と答弁があった。

以上、各調整項目については、調整結果(案)のとおり、小委員会決定とした。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第52号： 13 一般事務組合等の取扱いに關すること(その1)【説明】

4町が加入している「一部事務組合等」についての、組織加入の事項。4町とも、京都中部広域圏域の「京都中部広域消防組合、船井郡衛生管理組合、国民健康保険南丹病院組合、京都中部地区広域市町村圏協議会」、京都府域の「京都府市町村職員退職手当組合、京都府市町村交通災害共済組合、京都府町村議会議員公務災害補償等組合、京都府自治会館管理組合、京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合」に加入している。調整結果としては、「合併の期日をもって脱退し、新市において加入する。」とする。また、亀岡市と園部町で設置されている「亀岡市・園部町財産区組合」については、両市町間の合併に關し、その共有財産の管理のために設置された組合であり、調整結果としては、「現行のまま、新市に継承する。」とする。質疑において、委員より「一部事務組合に關し、北部3町・京北町・亀岡市との関係について議論されたのか。」との問いに、事務局より、「旧町の組織として加入しているため、合併するなら、一旦、旧町として脱退し、新市において加入することになる。北部3町も、同様となる。」と答弁があった。

以上のとおり、調整結果(案)については、全て小委員会決定とした。

・主な質疑・応答

野中会長

私、委員長であります、園部の町長として、この次項の 11 項「亀岡市・園部町財産区組合」というのは、継承するという形の提案を頂いておりますが、これについては、私達早くから亀岡市と園部町で協議をして、既に持分の按分もしております。これについては、園部は園部、亀岡は亀岡で財産の管理組合、森林組合を作って、お互いに管理をしてもらうべきだという形を明記を致しておるのも事実でございます、この辺については新市に引き継ぐという形ではなしに、この項目につきましては、私は亀岡市と園部町で処理をすることが適切である、このように思いますので、ひとつこの項目についてだけはご理解を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。委員長さん、その辺ちょっとよろしくお願いします。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第 53 号： 15 - 1 公共的団体等の取扱いに関すること(その 1)【説明】

4 町が加入している「交通安全協会」、「防犯協会」等についての組織加入及び、各町での同組織結成の事項。分類 1「各町共通団体」について、園部町・八木町・日吉町は、船井郡の組織に、美山町は北桑田郡の組織に加入しているが、調整結果として、「公共的団体については、実情を尊重しながら、統合または再編の調整に努める。」とする。

分類項目 2「各町独自団体」について、3 町は「交通安全協会」、「暴力追放推進協議会」についての船井郡組織の下部組織として設置しているが、美山町には該当団体はない。調整結果として、共通団体と同様、「公共的団体については、実情を尊重しながら、統合または再編の調整に努める。」とする。

以上のとおりを調整結果(案)として、小委員会決定とした。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第 54 号： 17 町、字の区域及び名称の取扱いに関すること【説明】

分類項目 1「行政区と字の区域」について、4 町の現況は、園部町で旧村 6・字名 44、八木町で旧村 5・字名 45、日吉町で旧村 3・字名 14、美山町で旧村 5・字名 42 と、全体では旧村 19・字名 145 として、行政運営がされている。調整結果は、「現町名を 4 町とも残し、町名、字名、小字名は、現状のまま新市へ継承する。ただし、住居表示上の『大字』『字』『小字』の表記はしないものとする。」との事務局の説明に、委員より「八木町の通称や美山町の一部で、旧名表記があるが、どのような取扱いになるのか。」との質問に、事務局より、「八木町の通称名については、二重表記という事で、地元と調整中であり、すぐに解決する課題ではなく、町・字名については、現行のまま新市へ引き継ぐこととした。」と答弁があった。

その他に意見はなく、調整結果について諮ったところ異議なく、調整結果(案)のとおりを、小委員会決定とした。

・主な質疑・応答

委員

ただいま、字・小字の関係で「町名、字名、小字名は現状のまま新市に継承する。」とございますのですが、例えば私の住所ですと、八木町字玉ノ井小字里ノ内となっております。この場合どういう表現になるのかというのが一点と、それからもう一点、八木町の場合、二重表示があるというのは、南廣瀬地域にございます。これが新市そのまま継承するということなんですけれども、どちらにもつかず、現状で継承されるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

事務局

ただいまのご質問にお答えさせて頂きたいと存じます。そのまま新市の方へ引き継ぐということとなっております。頭には、〇〇市というのが付きます。その後、八木町の場合だと八木町、玉ノ井ということがありました、現在は字玉ノ井となっておりますが、字を取りまして玉ノ井、小字どこどこというのを小字を取って、どこどこ何番地ということになります。

また２点目のご質問でございますが、二重表示ということがございます。現況のまま大字・小字を今現在使っております住所をもって引き継ぐということで、よろしくお願いを申し上げます。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第５５号： １９－１ 自治会、行政連絡機構の取扱い（その１）【説明】

分類項目１「自治会」について、全てが自治会とはされていないが、園部町４４・八木町４５・日吉町３５・美山町５７の行政区として、行政運営や連絡体制がとられている。調整結果としては、「現行のまま、新市に移行する。」とする。分類２の「行政連絡機構」については、園部町及び美山町が区長会、八木町が町政協力員会、日吉町が駐在員会として組織され、前段の自治会・行政区の、４町合計１８１名に委嘱された「行政連絡機構」が組織されている。調整結果としては、行政連絡機構は必要であることから、「新市発足時に、新たな連絡組織を設置する。」とする。委員より、「新たな連絡組織のイメージは、どのようなものか。また、各自治会の規模が大きく違うが、行政の連絡窓口については、ある程度まとめた方がよいのではないか。」との質問に、「各町で、連絡組織の名称も違うので、新市においては統一したものにしたい。また、地域の実態を考え、今後の組織体制を作っていくこととする。」と事務局より答弁があった。

分類３「地縁団体」については、園部町で２２・八木町１６・日吉町１・美山町２の計４１団体が組織されている。調整結果として、これらは地方自治法により組織されているものであり、「現行のまま、新市に継承する。」とする。調整結果について諮ったところ、特に異議はなく、それぞれ調整結果(案)のとおり、小委員会決定とした。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第５６号： １９－１０ 納税関係の取扱い（その２）【説明】

分類項目１「収納・徴収」、調整項目１０の「納期前納報奨金」については、２町において実

施されているが、調整結果として、自主財源確保の観点から「新市移行時に制度の廃止をする。」とする。項目１１「口座引落通知書」については、当初の課税明細書の送付は、４町とも行っているが、口座引落の領収済通知書の送付は、１町を除き実施されていない。調整結果としては、「当初の課税明細書は送付することとし、領収済通知書の送付は、５月・１月・４月に送付することとして、新市に移行する。」としたが、委員より、「口座引落の領収済通知書の発行は、３町で行っていないのに、新市では全体に発行するのか。」との質問に、事務局より、「確定申告の時期には、役場への問い合わせもあるため、行政サービスの一環として続けるとした。特に、軽自動車税の納税証明書については、車検の際に必要である。」と答弁があった。さらに委員より、「正規に口座振替が出来ている人については、領収書を発行しなくてもよいのではないかな。経費面でも無駄である。」と発言があり、協議の結果、調整案のとおり、「課税明細書(当初)は送付することとし、新市に移行する。領収済通知書は送付しない。ただし、軽自動車税の領収済通知書は送付する。」を、小委員会決定とした。

分類３「納税組合」、「納税組合組織」については、２町において実施されているが、調整結果としては、「プライバシー保護の観点から廃止する。」とする。

以上、調整結果について諮ったところ異議なく、調整結果(案)のとおり小委員会決定とした。

・主な質疑・応答

委員

調整項目の１０「納期前納奨励金」の件でお尋ねします。これについては２町が実施されているということで、新市において廃止すると、こういうことになっております。現在八木町においても、納税前納奨励金を実施され、平成１５年度までは金額が現況のままできたわけですが、１６年には半額になったということで、これによって前納によって約５０％の方が前納をされるというような結果になっております。そういった場合、確かに前提として合併ですので、合理化には賛成を致しますけれども、一時的にこういった極端になくするということではなく、「ゆるやかな合併」とおっしゃっておりますので、少しずつ金額を下げるのかという形で、ひとつ手法についてご検討をお願いしたいと思います。

野中会長

事務局にはそういうことを十分検討して欲しいというご意見がございました。

事務局

ただいまのご質問でございます。大変、このことにつきまして、私、八木町の税務課長を致しておりますので、自主財源の確保からいろいろ検討致しましたが、前納報奨金については２町で実施されておりますが、あと２町で実施されておられませんので、調整結果で自主財源確保の観点から廃止とさせて頂きましたので、ご了解を頂きたいと思います。よろしくお願いを致します。

野中会長

ということでございますが。私が委員長としてお願いしたいなあと思うのは、やはりこういう意見があったという議事録が作られますので、やはり新しい市長さんなり、新しい議会で、それ

なりの条例等作られていくわけですので、その辺でまた検討頂くような意見具申として、我々としてはこの議事録を送りますので、そんな中でやはりご検討頂けたらというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

委員

(「了解」の声)

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第57号： 21-1- 行政事務の取扱い【説明】

行政事務の進め等についての項目。分類項目1「行政事務」、調整項目1「文書管理・保存」は、4町とも、保存年数・保存方法を定め、適切に処理しており、調整結果としては、「現行のまま、新市に継承する。文書管理・電子決裁システムを、新市において導入する。」とし、項目5「表彰制度」については、各町で、自治功労者表彰、名誉町民表彰、その他の表彰と、その基準等を定め、既に受けておられる表彰者は4町で328名となっている。調整結果として「4町において既に、称号を贈られている表彰者は、新市に引き継ぐ。」さらに「新市移行後、現行の4町の基準をもとに調整する。」とする。項目10「行政改革」については、大事な課題であり、「新市において策定する。」との調整結果とする。

これらを調整結果(案)として、小委員会決定とした。

→ 全員賛成で協議会決定。

=====

(住民・福祉・保健衛生・環境小委員会関係)

別紙資料に基づき、協議第58号を、住民・福祉・保健衛生・環境小委員会・井尻委員長より説明。

協議第58号： 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その2)【説明】

分類項目3(3)「高齢者福祉関係の在宅介護支援センター運営事業」について、高齢者が住みなれた地域で生活を続けるための相談や、在宅福祉サービスのプラン作りを行う所として、町に基幹型在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム等の施設に地域型在宅介護支援センターを、それぞれ設置されている。今後も、引き続き高齢者福祉施策の総合窓口として、「新市において基幹型在宅介護支援センターを設置し、各中学校区に地域型在宅介護支援センターを設置する。」とする。(5)「高齢者福祉関係施設」について。高齢者の生きがいづくりや健康づくりの拠点として、現在、園部町のこむぎ山健康学園、八木町の老人福祉センター、美山町の高齢者コミュニティセンター等が設置され、様々な活動が展開されている。調整結果として、施設は「現行のまま新市に継承する。」こととする。(7)「その他高齢者福祉関係事業」、調整項目3「敬老行事」について。各町において、敬老会が実施されている。実施方法については、町規模や各旧村・各

区等での開催、また対象年齢については、70歳以上・72歳以上・75歳以上と若干違っている。調整結果としては、「当面、現行のまま新市に継承し、段階的に統一を図る。」こととする。項目3「敬老祝い金品の贈呈」の関係は、年齢の節目を基準に、各町でお祝いの贈呈が行われており、実施基準については、75歳、88歳、99歳、100歳、100歳以上の方々に記念品を贈呈されている。調整結果としては、「一元化の上、新市に継承する。」こととする。なお、75歳の長寿写真については、実施方法を見直し検討することとし、100歳の記念品は、99歳に統一することとする。項目4「シルバー人材センター関係事業」について、近年各町での高齢者の方々の生きがい活動の重要な組織として、また地域社会の支え役として、重要な役割をなしている。既に園部町・八木町・日吉町では法人化され、国の補助金を受けている。調整結果としては、合併後の事業規模によって補助基準等も変わるため、「新市において調整する。」こととする。(8)「高齢者補助金交付団体」、「老人クラブ」の関係については、どの町も連合会組織を設立し、自主的な活動が展開されている。調整結果としては、「現行のまま新市に継承し、関係機関と調整する。」こととする。

分類4「障害者福祉関係」について。(8)「障害者社会参加事業」、項目6「福祉タクシー事業」は、在宅の重度障害者がタクシーを利用した場合における、タクシー料金の助成制度である。上限を定めて対応されているが、金額と対象者の範囲に若干の差が生じている。調整結果としては、「一元化に調整の上、新市に移行する。」なお「対象者は、統一し、助成額については、新市において調整する。」こととする。(8)「住宅改修事業」、項目1「身体障害者住宅改修助成事業」について、障害者の日常生活を容易にするために、手すりや段差をなくするなどの住宅改修に対して助成するものであり、各町で実施されている。調整結果として、「一元化に調整の上、新市に移行する。」こととする。なお、「助成限度額は、30万円」に統一することとする。

(16)「共同作業所に対する支援等」、項目2「共同作業所への通所支援等」は、自宅から作業所まで交通機関を利用した場合の助成制度で、3町で制度化されている。助成内容について相違があるので、調整結果としては、「対象者、支給基準を調整の上、新市に移行する。」こととし、「基本限度額は、月額5千円とし、5千円を超える分は、1/2を補助する。」こととする。

分類6「国民年金」の項目13「在日外国籍高齢者特別給付金制度」は、現在どの町も実施されている。ただし支給金額、支給回数に差が生じており、調整結果として、「一元化の上、新市に継承する。」こととする。

・主な質疑・応答

委員

在宅介護支援センターの運営事業の中の、地域型在宅介護支援センター設置の件ですけれども、これが中学校区という捉え方になった経緯を、ご説明を頂きたいと思います。

事務局

ただいまのご質問につきまして、ご説明をさせていただきます。在宅介護支援センターの運営につきましては、基本的に国の要綱といたしますが、国1/2、府1/4の補助を受けて各市町村とも

運営をされているところですが、その補助の基準と致しまして、基本的にそれぞれの自治体におきまして、基幹型の在宅介護支援センターを１ヶ所設置し、中学校区ごとに地域型在宅介護支援センターを設置すると、それで、複数存在する地域型在宅介護支援センターを基幹型の支援センターが統括して、それぞれ調整しながら運営していくというのが国の基準でございまして、補助要綱どおり、国の基準どおりの採択とさせて頂いているところでございます。

委員

一言発言させていただきます。先ほど委員長からありました調整結果の内容につきましては、重要な内容ばかりでありますし、大変、適切にまとめて頂いておりますので、何ら意見を申し上げることはないのですが、実は社会福祉事業等のことにつきましては、新しく合併し、市になることによって、どういうふうに充実・発展をしていくかということにつきましては、住民の皆さん方、非常に大きな関心をお持ちでありますし、我々委員としましても、新しい市になることによって５年先・１０年先どういうふうな社会福祉事業が拡大し、充実・発展の見通しを持つかということは、委員全ての皆さん方がお考えのことでありまして、私があえて言う必要はないのかもしれませんが、それぐらい大きな内容を占めるものでないかと思っております。それだけに、この社会福祉のことにつきましては、新市の小委員会でも、次回から新市の将来構想の中で議論をされていくわけですし、もちろん住民・福祉・保健衛生・環境小委員会でも、さらに議論されるというふうに思っているわけでありまして。しからば何が言いたいのかということになりますが、実は本日調整頂いた内容は、これはこれとして非常に重要なことでもありますけれども、合併後の新市になってから５年・１０年先の見通しを持った福祉の展望については、これにプラス今後議論されるということを前提として、ひとつ広報を頂くようにご配慮頂かんと、これが新市の社会福祉事業の全てということに誤解を与えますと、大変残念ですので、今日は調整結果としてこれなんやけれども、将来５年先・１０年先の社会福祉の構想は、今後議論されるという、そういう配慮の中でひとつ広報を頂くように、特に事務局の方へお願いをさせて頂くわけでございます。

以上でございます。

野中会長

今、ああいうご意見が出されました。ただ私達が大切なことは、我々は各項目ごとに、やはり新市に継承するという表現がほとんどございます。やはり今日までの内容を十分検討して、それを新市へ継承するという形の記載を頂いているわけでございます。ただ、大切なことは、我々が全て決めてしまうと、新しい市長さんや新しい議会議員さんを拘束することになります。だから今、上原委員さんから、１０年先にというご意見がございしますが、それは我々が出すぎてはならないというふうに私は思います。そのために新しい市長が選出され、新しい議員各位が選出をされるわけでございますので、この中からもまた何人かの議員さんが出て頂く可能性だって多分にあるわけでございます。そんな中でやはり今日までの論議、これからの論議、こういうものを十分踏まえて頂いて、また新しい市長や議会でそういうものをきちっとして頂き、その中で今それぞれ検証したり検討を頂いた項目の中で出されましたものも、議会で条例や規定・規約が出来ていくわけでございまして、この辺で十分、関係各位の皆さんや事務局の職員の皆さんがそれなり

の取扱いを頂くことを、私は大切ではないかというふうに思います。そういう点で、上原委員さんの意向は十分わかりますけれども、拘束する権限まではないという立場だけは十分ご理解を頂かないと、やはりこれだけの皆さんがいろいろと論議を頂いているわけですし、ご意見を頂いているわけですので、この辺は議事録に十分上原委員さんの意見を留めた中で、送りをしていきたい、このように思いますので、ご理解頂きたいというふうに思いますが。以上でよろしゅうございますか。

委員

ただいま、住民福祉全体について貴重な上原委員さんからの意見がございました。確かに、会長がおっしゃられる将来構想というのは、なかなか小委員会では現状すり合わせという事務的な部分が非常に多いですけれども、やはりそういう将来的なことも視野に入れながら、現状の制度、また事業を、委員会としては精力的に皆さん今も検討して頂いておりますので、これからも十分そういう視野に立って、頑張ってこれから議論を高めたい、こういうふうに今改めて決意をしているところでございます。

委員

ちょっと誤解があるといけませんので、あえて申し上げたいと思います。私は、この新しい市になって、新しい議会なり新しい市長さんの政策などを協議会で拘束するということについては、会長さんがおっしゃるとおり出すぎたことであろうと思うんですが、しかし少なくともこの福祉の問題であるとか、あるいは医療の問題とか、非常に新市になったら、例えば産業振興の問題、教育の問題、新市になったら本当にどういうふうな発展の見通しがあるかなあというのは、住民の皆さんの非常に大きな関心事であろうというふうに思っています。従いまして、細かなことの拘束まではいかなくても、福祉について言えばこういうふうな発展の見通しも考えられるのと違うか、あるいは医療についてはこういうことも将来考えられるのと違うかと、同じように産業振興につきましても、あるいは教育についても発展の見通しと方向というのは、一定住民の皆さんにもご説明申し上げる、そういう我々役割もあらうと思いますので、そういう意味で私は申し上げたわけでありまして、従いましてこの福祉の問題も、今日のこれが新市の福祉の全てではありませんよというぐらいの配慮を持った広報を頂けたら、大変ありがたいなあという、広報上の配慮として申し上げた一面も持っておるということもご理解頂いたら、嬉しいと思う次第でございます。

事務局

今のご意見も含めまして、事務局としての見解を述べさせて頂きたいと、このように思います。これにつきましては、将来構想ですね、1章から8章まで、その中でですね、福祉とはということ、そしてまた新しい市になった時にはですね、福祉事務所、これが市になったときには独自で事業所が設置されます。そういう形の中で、権限も市に委ねるということになるわけですので、そうしたこと、さらには新しい市になったときには市の総合振興計画、こういうものにも福祉は重要な柱でございますので、十分そういう形の中で、住民の皆様方に理解をして頂ける対応をしていきたいと、このように考えております。以上です。

委員

美山町の長野でございます。単純な質問で申し訳ないのですが、福祉タクシー事業に関連致しまして、美山町の場合、透析患者の皆さんが南丹病院に確実に通院されておるわけですが、その場合のマイクロバスの関係でございますが、あれは福祉タクシーという位置付けになるのかなんのか、そこらの見解だけをお伺いしておきます。

事務局

ただいまの南丹病院への透析患者の方の送迎の関係でございますけれども、その関係につきましては、別の事業で輸送サービスと致しまして、位置付けられておられまして、このタクシーとはまた別の事業で、往復確か1,000円、片道500円で実施をされておられます。これにつきましては、こうした経常的に日々が発生する事業でございますので、単発的に京都に行かれるですとか、そういった日々でない部分についての補助制度でございますので、ただいまご質問のありました、毎日、週3日ですけれども、やっておられるものにつきましては、輸送サービスと致しまして別に事業化されまして、各町やっておられますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

野中会長

今いろいろご意見出されておりますが、各町が今取り組んでいるそれぞれの事業の精査を、今各町の事務局が行っているはずだというふうに思います。そういうものは福祉関係等でごく一部のものがここに出されておりますけれども、まだまだ細部の数多くの事業を各町がやっておりますので、それを、まあ私も率直に言って今朝私のところの役場でその一件書類が上がってきてAAからA、B、Cの段階に分けたやつを、各町が今整理をしとるというふうに思うんです。そういう中で、細部については、事務局含めて、もう少し深く掘り下げた形をしていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺はその辺でまた論議をさせて頂きたい、今日ここで出されたものについてのみの範囲内だということで、ご理解を頂きたいと思いますので、よろしく願いを致します。

→ 全員賛成で協議会決定。

=====

(教育小委員会関係)

別紙資料に基づき、協議第59号・60号を、教育小委員会・中川委員長より説明。

協議第59号： 19-21 学校給食の取扱い【説明】

分類項目1、調整項目1「学校給食の形態」については、現在園部町・八木町・美山町にはセンター方式で実施されており、日吉町では自校方式での対応となっている。また、中学校の給食については、美山町でのみ実施となっている。調整結果としては、「現行のまま新市に継承する。」こととし、「ただし、将来的には、より安心・安全な給食の実施と経費の節減を図るため、

センター方式への統一を進めるとともに、調理場の運営についても新市で調整を行う。」こととする。また、中学校給食については、近年「全国的にも普及が進んでいる状況もあり、新市において検討する。」こととする。

分類2「調理施設」は、「現行のまま新市に継承する。」こととする。施設の方式については、一部ウェット方式での対応となっているが、衛生面から考慮し、今後はドライ方式への移行が望まれる。ランチルームについても「衛生上、給食指導の上からも必要であり、今後新市で調整する。」こととする。

分類3「職員配置」については、学校栄養職員と調理職員及び配送、事務職員での対応となっているが、一町では公社委託での対応となっている。調整結果として、「現行のまま新市に継承する。」とし、「新市において、供給食数や給食状況等に応じた適切な人員配置を行う。」こととする。

分類4「給食費」については、どの町も1食あたりの単価を基準に、月単位で徴収している。調整結果として、献立内容等を含め、統一した給食費の設定を行う方向で、「新市に移行後調整する。」こととする。

分類5「献立」や学校給食全体の運営に関しては、それぞれ各町において、献立検討委員会や学校給食運営委員会等を設置し、食指導や運営指導をしている。調整結果としては、献立は「統一の方向で新市に移行後調整する。」こととし、運営組織は「統一した形で運営ができる体制を確立し、一元化の上、新市に継承する。」こととする。

・主な質疑・応答

委員

献立の部分で、新市に移行後調整するということで、できるだけ献立の統一をこれから図っていきたいということが調整項目であっておりますが、現在各町で努力されまして、産業振興とも合わせ、地産地消の推進を努力されているところでございますが、この給食の食材につきまして、今後統一をされるということでございますが、気候・風土いろんな立地条件等から、この点につきまして、地産地消の推進の学校給食に及ぼす基本的な考え方、調整結果の経過等についてご説明を頂きたいと思います。

事務局

ただいまご質問のありました、献立と給食の材料との関係でございますけれども、特に新市におきましては、学校給食の実施基準に基づきまして、町内の児童生徒の単位や、食生活の実態を考慮して、栄養指導を中心にしながら、先ほども委員長からご報告のありましたとおり、献立等の委員会で検討を進めたいというふうに考えております。また現在、各町とも地産地消の観点から地元食材の活用が図られておりますけれども、こうしたことも基本的には継承をしてその献立の中に活用すべきことで、新市の中で検討を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

野中会長

ということでございます。基本的にやはり、地産地消が基本でございますし、その辺はお米はもちろん、やはり野菜等についてもできるだけ地元生産を高めるということが大切であろうと思いますので、その点は十分引き継いでいきたいというふうに思います。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第60号： 19-22 社会教育の取扱い(その3)【説明】

分類項目4「社会教育事業に関すること」、調整項目1「青少年教育」、2「障害者教育」、3「成人教育」、4「女性教育」、5「高齢者教育」、6「家庭教育」、7「芸術・文化」については、それぞれ各町において社会教育推進の重点目標を掲げ、地域・学校・家庭の連携の中で、全ての世代を対象とした生涯教育が行われている。項目8「成人式」については、各町とも成人の日を中心に町規模で実施している。調整結果としては、「現行のまま新市に継承する。」こととし、「新市において社会教育推進の方針を定め、地域実態や学習要求、階層や対象別等に応じた社会教育事業を引き続き実施するとともに、統合できるものや新市レベルで実施するもの等は、新市で調整する。」こととする。

分類6「社会体育事業に関すること」、項目1「社会体育事業」では、各町で重点指針等を定め、地域の社会体育組織等の連携を深めながら、各町様々な大会やスポーツ振興のための各種教室・講座等が実施されている。調整結果としては、「新市に移行後調整する。」こととし、「新市において『社会教育推進の重点』を作成し、各種体育・レクリエーション活動の推進目標を定め、体育協会等と連携した競技大会等は、その組織再編と合わせて一元化を図るとともに、観光関連・イベントスポーツ大会については、引き続き実施する方向で、新市において調整する。」こととする。なお、「スポーツ賞については、現行のまま新市に継承」し、「新市に移行後、表彰規定を整備・統一し、引き続き実施する。」こととする。「体育協会の組織と活動内容」については、現在どの町も組織化され、主体的に活動し、事業計画に基づく各種大会等、積極的に取り組んでいる。ただ、体育協会は、統括した団体を1つしか上部組織に加盟できないなどの制約もあるため、調整結果としては、「上部機関と連携し、各町体育協会の統一化または、統括組織の設立に向け、指導・援助を図る。」よう、「新市に移行後、調整する。」こととする。

分類8「人権啓発事業」に関しては、各町とも、人権の集い・フォーラム・講座の開催、啓発だよりなどの情報紙の発行による、人権啓発推進のための事業が展開されている。調整結果としては、「新市において一元化を図り、地域巡回や市内一会場等、広範囲な地域に応じた啓発事業等を実施する。」こととする。

→ 全員賛成で協議会決定。

=====

(建設・産業・上下水道小委員会関係)

別紙資料に基づき、協議第61号から協議第66号まで(6議案)を、建設・産業・上下水道

小委員会・柿迫委員長より説明。7月14日の第5回小委員会、8月12日の第6回小委員会において協議を行い、調整結果の案として決定したもの。

協議第61号： 15-5 公共的団体等の取扱いに関すること（その1）【説明】

「上水道等の取扱い」、分類項目1「各町共通団体」、調整項目1「協議会」については、簡易水道協議会・中部水道協議会に4町が加入をしている。調整結果として、簡易水道協議会は、「各種情報収集等に活用が見込まれることから、新市移行後も加入継続する。」こととする。また中部水道協議会は、1市8町で組織されているが、「新市移行後、近隣事業体と存続の可否について協議して、決定する。」こととする。調整項目2「協会」では、2町が日本水道協会に加入をしている。調整結果として、「各種情報収集等に活用が見込まれることから、新市移行後も加入継続する。」こととする。

「下水道の取扱い」、分類項目1「各町共通団体」、調整項目1「協議会」については、全国町村下水道推進協議会京都府支部・京都府農業集落排水事業推進協議会に4町が加入し、京都府合併処理浄化槽推進協議会に3町が、桂川中流域下水道連絡協議会などに2町が加入をしている。調整項目2「協会」については、日本下水道協会や日本農業集落排水協会などに、各町が加入をしている。調整結果としては、双方とも「整備事業の目的達成までの間、新市移行後も加入継続することとし、整備事業終了以降において、加入の可否を検討する。」こととする。

「林業の取扱い」、分類項目1「各町共通団体」、調整項目1「府関連団体」については、京都府林業振興会に4町が加入している。調整結果としては、「林業振興を図るために、京都府林業振興会加盟の関係団体と連携する必要がある、新市移行後も加入する。」こととする。調整項目2「経済団体」については、各町に森林組合が設立されている。調整結果としては、「新市移行後も、各森林組合との連携を図る。」こととする。調整項目3「協議会」については、京都府内国有林等所在市町村協議会に2町が、京都府山村振興協議会に3町が、京都府公団造林協議会に1町が加入をしている。調整結果として、「新市移行後も、林業振興を図るため加入する。」こととする。調整項目4「公社」について、京都府森と緑の公社と4町ともが連携を図っている。調整結果としては、「新市移行後も、林業振興のため連携を図る。」とする。

分類項目2「各町独自団体」、調整項目1「協議会」については、4町とも有害鳥獣対策協議会が組織されており、1町については委員に報酬が支払われている現況となっている。調整結果として、「新市移行後、協議会を統一するが、駆除計画については各町単位に策定する。尚、報酬については支給しない。」こととする。調整項目2「組合」については、生産森林組合が4町に存在し、造林組合が1町に存在している。調整結果としては、「新市移行後も、各生産森林組合や造林組合と連携を図る。」こととする。調整項目3「その他」については、2町に緑の少年団が組織されており、その他、日吉の森林を考える会・美山町丸太杉づくり振興会などが組織されている。調整結果としては、「新市移行後も、各団体の自主性を尊重し、連携を図る。」こととする。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第62号： 16 - 5 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること（その1）

【説明】

「上水道等の取扱い」、分類項目1「負担金」、調整項目1「負担金」については、日本水道協会に2町が加入し、簡易水道協議会に4町が加入をしているが、緊急時の対応や情報収集において、実行が認められている。調整結果としては、双方とも「新市移行後も、加入継続する。」こととする。

分類項目2「交付金」、調整項目1「納付促進」については、2町で団体納付交付金の制度を設けており、内容は定率方式と定額方式となっている。また、他2町は、過去において同種の制度を設けていたが、廃止をしてきた経過がある。調整結果としては、「新市移行時に、廃止する。」こととする。

「下水道等の取扱い」、分類項目1「負担金」、調整項目1「負担金」・調整項目2「会費」については、日本下水道協会本部・全国町村下水道推進協議会・桂川中流流域下水道連絡協議会・京都府農業集落排水事業推進協議会など9団体に対して、それぞれ4町の実施事業ごとに上部団体へ負担金を納入し、日本農業集落排水協会へ3町が会費を納入している。調整結果としては、双方ともに「新市移行後も、加入継続する。」こととする。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第63号： 19 - 25 公営住宅の取扱い（その2）【説明】

分類項目4「府営住宅」、調整項目1「住宅の概要」については、2町に府営住宅5団地があり、その内の1団地は、京都府より受託管理を行っている。また、1団地においては、町有地を貸し付けている現況がある。調整結果として、「新市において、受託管理を整理する方向で調整を図る。敷地については、新市に継承する。」こととする。

分類項目5「入居者選考委員会」、調整項目1「委員会の設置の有無」・調整項目2「委員会の名称」・調整項目3「委員会の目的」については、4町とも委員会を設置しており、名称・目的に若干の相違がある。調整結果として、「新市において、入居者選考委員会を新たに設置する。」こととする。調整項目4「委員会の構成」については、各町において委員の構成に相違がある。調整結果として、「新市において、行政関係、地域事情に精通した民間委員を選出する。」こととする。調整項目5「報酬」については、各町において支払いの有無や額に相違がある。調整結果として、「新市において、速やかに統一する。」こととする。

分類項目6「住宅マスタープラン」については、3町で住宅マスタープランが策定されている。調整結果として、「新市移行後、各町の現行マスタープランと地域性を考慮し、新たな住宅マスタープランを策定する。」こととする。

分類項目7「公営住宅建替え計画」については、2町で総合計画や住宅マスタープランに基づく計画がある。調整結果として、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。

分類項目9「その他住宅関連事業」については、1町で公営・改良住宅既設改善事業が計画さ

れ、実施されている。調整結果としては、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第64号： 19 - 26 上水道の取扱い(その3)【説明】

分類項目1「執行体制」、調整項目2「管理体制」について、地方公営企業法に規定されている事業管理者については、事業管理者を設置している町と、町長が事業管理者を兼務している町がある。また、組織体制についても各町で相違がある。指定金融機関についても、上水道と簡易水道では相違が出ている。調整結果として、事業管理者制度は、「新市移行時に、管理者を設置しない。」こととする。また、実施体制は、「新市移行時に、上下水道一元化の方向を図る。」こととする。指定金融機関については、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。

分類項目11「緊急応援施設」、調整項目1「緊急連絡管」については、1町において、隣接市との間で緊急連絡管相互協定が結ばれており、連絡管が接続をされている。調整結果として、「新市移行後も、協定を継続する。」こととする。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議第65号： 19 - 28 農林水産事業の取扱い(その3)【説明】

「農業の取扱い」、分類項目4「生産調整対策事業」、調整項目1「国府補助事業」については、各町とも平成16年度から始まった「新たな米政策大綱」により、各町水田農業ビジョンを樹立し、目標年次に向けて、事業の取り組みを進めている。調整結果としては、「新市においても、国府補助事業を活用して事業を実施する。」とする。「尚、水田農業推進協議会については新市移行後統一し、水田農業ビジョンについては現町をブロックとして取扱い、18年度末までに新市において調整する。」こととする。

分類項目5「農業関連利子補給制度」、調整項目1「国府補助事業」については、各町において5種類の事業を行っているが、制度が廃止された事業もある。調整結果としては、「新市においても、国府補助事業を活用して事業を実施する。」こととする。「尚、事業廃止となった同和地区農地取得資金、同和地区農業近代化及び零細農経営改善資金については、経過措置として償還期間終了まで新市に引き継ぐ。」こととする。

分類項目6「土地改良事業」、調整項目1「国府補助事業」については、3町において、緑資源機構営南丹区域農用地総合整備事業に取り組んでいる。調整結果としては、「新市においても、国府補助事業を活用して事業を実施する。」こととする。調整項目3「災害復旧」については、各町とも国の制度事業を活用して実施しているが、各町の受益者負担割合に相違が出ている。調整結果としては、「新市においても、国制度事業を活用して事業を実施する。」こととする。なお、「受益者負担割合については、新市移行後統一する。」こととする。調整項目4「積算システム」については、4町とも同じ標準積算システム京都府版を使用している。調整結果として、「新市においても、同一システムを採用する。」こととする。調整項目5「農道台帳管理」については、各町における農道台帳の整備状況に相違がある。調整結果として、「新市移行後、統一の台帳を

整備する。」こととする。

分類項目 7「土地改良区」については、3 町にそれぞれ 3 つの土地改良区があり、今後統合が課題となるが、隣接市との関係がある土地改良区もある。調整結果としては、「新市移行後、統合に向け調整を図る。」こととする。

分類項目 8「畜産振興」、調整項目 1「国府補助事業」については、4 町で家畜伝染病予防事務委託事業、また 3 町で畜産振興対策事業を実施し、1 町ではその他の事業を実施している。調整結果は、「新市においても、国府補助事業を活用して、事業を実施する。」こととする。

「林業の取扱い」、分類項目 5「林業振興関連施設」、調整項目 1「維持管理」については、2 町に生産施設 3 ヶ所や林業協業センター・林業休養休憩施設等 5 ヶ所の施設がある。調整結果は、「生産施設については、地元移管を進める。他の施設については、各施設の事情を尊重しながら、新市に継承する。」こととする。

分類項目 7「林業に係る許認可」、調整項目 1「火入れ許可」については、4 町とも森林法に基づき、火入れに関する条例を制定して実施しているが、担当部署に相違がある。調整結果としては、「現行のまま、新市に継承する。ただし、許可事務は消防担当窓口において所管する。」こととする。調整項目 2「林道使用許可」については、2 町で条例・規則を制定し、実施している。調整結果は、「林道の目的外使用を禁じ、不法投棄の防止などに必要であり、新市に移行後条例を整備する。」こととする。

分類項目 8「林業関連各種イベント」については、船井郡 6 町において船井林業振興展・船井郡丹波くりまつりを開催しているが、組織の見直しが必要となっている。調整結果としては、「船井林業振興展及び船井郡丹波くりまつりは見直し、新市に移行後、新たな林業振興イベントを実施する。」こととする。

→ 全員賛成で協議会決定。

協議 66 号： 19 - 29 商工観光事業の取扱い（その 3）【説明】

「観光事業の取扱い」、分類項目 6「観光関連各種イベント」については、観光関連各種イベント・商工関連各種イベントを合わせて、調整を行ったが、各町において総数で 28 のイベントが実施されており、実施主体に相違が出ている。また、それぞれのイベントに対し、補助金等の支出を行っている。調整結果は、「産業の振興と町の活性化のためのイベントとして、各地域に与えている影響等を考慮し、継承して行く。尚、町が主催しているものについては、できるかぎり住民参加の実行委員会方式への移行を図る。補助金については、新市の一体性を図るためのイベントや地域に根ざしたイベント等に整理し、調整を図る。」こととする。

→ 全員賛成で協議会決定。

（ 2 ） その他

- ・ 住民アンケート結果報告について

資料に基づき、事務局より説明

- ・ 第3回合併協議会の会議録について

資料に基づき、事務局より説明

- ・ 第5回合併協議会の日程及び議題について

資料に基づき、事務局より説明

- 日 程 平成16年9月30日(木) 午後1時30分～
- 場 所 園部町 園部国際交流会館 イベントホール
- 議 題
 - ・ 協議事項 合併協定項目の調整結果について
 - ・ その他

- ・ その他、質疑応答

委員

特に本日の議案とは直接関係がないので非常に恐縮でございますけれども、実は先般、新市の小委員会が開催をされた際に、新市の場所等々の関係は、聞きますと継続になっておるそうでございますが、その中でご議論を頂きました機構の関係で、特に支所機能とかいろいろご議論がなされた結果、最終的に現在各町において旧町に総合支所を設置するというようなこと、さらにはまた、その総合支所には現在の助役クラスか、そういう位置付けの支所長とかが設置されるというふうな協議がされたように伺いました。そういうのを受けまして、実はその後の新聞紙上に置きまして、各支所設置については、新聞紙上では「当分の間」、というような表示がされておりました。いろいろ地域においても、その新聞をお読みになった方については、いろんな誤解なりがございます。こういう点について、時の座長である会長、園部町・野中町長のご見解なり、その新聞紙上の記事が正当なものであったかどうか、会長のご意見を伺いたいとこのように思います。

事務局

それでは今、長野委員さんからありました内容につきまして、去る8月10日に開催をされました、新市建設計画策定小委員会の内容が11日の京都新聞に記載をされたところでございまして、それについての問題でございますが、「支所の設置の期間については、事務局は…」、こういう形で事務局のことを表現をし、事務局の内容についての問題については、支所については「当分の間」ということでございましたが、今日も記者がおいででございますが、私も面会をしましたし、さらにはこういう新聞の表現につきまして、事務局の方にも電話を頂戴をした、こういうことでございますが、これについては、それぞれの小委員会で議事録もはっきりとしたものがございまして、従ってこれにつきましては、この新聞の一部表現の間違いという形の中で、今おっしゃったように助役相当クラスを権限を持たし、対等合併でうまく調整ができる当分の間という形

で、その「支所」と「助役」との表現の違いですので、「支所としては当分の間」というのではないに、4町対等の権限を有する助役を各4町にあてると、こういう形で調整をし、「当分の間」という形で舌足らずの部分があって、お間違いをされたのではないかと、このように思っておりますので、あしからずご了解を頂きたいと、このように思います。

野中会長

今、事務局長からご報告を申し上げましたが、基本的には新しい市長なり議会ができたとしても、4町のそれぞれの今日までのそれぞれの習慣や文化の違い、いろんな問題の差異があるわけでございますので、即統一というのはなかなか至難な問題があるんじゃないか、そういう点で私たちは、せめて当分の間というのは、一時期であるべきだというふうに思います。その間、せめて2・3年間は、それぞれの旧町単位に町長もしくは助役の経験者の窓口を置いて、そして新しい市長さんなり議会との調整部門を、せめて2・3年間取って頂くことの方が、円満に行くのではないかと。ただし、これは長期間であってはならない。というのは、やはり後選挙をやらせて市長なり議員が出られましたら、4年という任期があるわけでございますので、その間のせめて2・3年間は調整役でおって頂いて、あとの1年は少なくとも市長さんなり議会の自主性がきちっと発揮できるような体制までの調整部門がどうなのかというのが、会長としての私の見解で提起を致しているのが実際でございますので、支所等の設置というのとそれとは別個の取扱いに整理をしていきたい、やはり我々としても、できるだけスムーズな市が発足でき、そして旧町との連携なり対応がスムーズにいけるためには、今の町長さんなり助役さんの中から、やはりそういう対応をして頂く方を、一時期選んでいくことが、最も適切ではないかというのが、会長としての私の見解で意見を申し上げているのが実際でございますので、まだそれが確定したわけではございませんが、今後この協議会等で最終は確定をして対応したいと思っておりますので、今の時点では会長としての見解だということで留めて頂いたら、誠にありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いを致します。

委員

今、会長さんなり事務局長の説明・ご見解で理解は致したところでございますが、あの記事によると、「支所」が「当分の間」というふうに、まあ美山町もいろいろ課題があるわけですが、非常に誤解を招いておる点でございます。新聞社に訂正をしるということは、非常に至難な問題であろうとは思いますが、こういうことについては、今日も新聞社お見えになっておるのならひとつ、十分こういう点についても、認識を今後高めて頂いての記事にして頂きたいというようなことを、特にご要望を申し上げて質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

野中会長

ただ私がお願いをしておきたいのは、支所的なことも永久に継続するものではないということも我々は自覚をしておかなかつたら、私が再々先ほどから申し上げますように、新しい市長さんや議会が最終条例・規約・規程等作って、対応されるわけでございますので、それを我々が拘束をして、永久にするような位置付けだけはしてはならないというのが私達の今の考え方でござい

ますので、ひとつご理解を頂きたいというふうに思います。

委員

ただいま会長さんの私見ということで、お伺いをしたのですが、ちょっと私の聞き違いかも知れませんが、今までいろいろと本庁・分庁と議論したわけなんですけれども、今おっしゃったように人事を配した新市の構想であるのか、その点をちょっとはっきりして頂きたいと思います。

野中会長

それはまだこれから、そういう配分が適切ではないかというような意見があることは事実でございますが、まだそれが確定したわけではございません。これからもう少し皆さんと論議をして、最終はまとめていきたいというような本意でございますので、ご理解頂きたいというふうに思います。

野中会長

それでは、他にご意見ございませんか。ないようであれば、これをもって本日の会議を閉じたいと思います。大変お忙しい中、誠にありがとうございました。第4回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会を閉じるにあたりまして、中島副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。

4. 閉 会

- ・ 中島 三夫副会長より閉会の挨拶（全文）

中島副会長

地元の副会長の任をもちまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は第4回合併協議会を美山町におきまして開催を頂きまして、委員の皆様方、多数ご参加を頂きまして、そして貴重なご意見を賜りましたことを、厚くお礼を申し上げたいと存じます。本日も多くの協議事項、協議を頂き、決定を頂きまして、遂次合併に向けまして、進められておるわけでございますけれども、合併は到達点ではなくて、新しい出発点であります。先ほども、ご意見が出ておりましたし、また、住民の皆様からいろいろアンケート結果の報告もあったわけでございます。新しく誕生致します新しい市が、本当に4町住民の幸せと、地域の振興に夢の持てる計画と、その具現化に向けまして、取り組みを期待するところでございます。今後さらに分科会、専門部会、幹事会、そして小委員会で各政策等のすり合わせ協議を経て、本協議会でよりよい政策を決定されてまいることになるわけでございます。そうした協議会の益々の発展、そしてご協議を期待を致しまして、本当に本日ご苦勞になりました、閉会のご挨拶にさせていただきます。大変皆さん、ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

以上